

「変動金利定期貯金規定（複利型）」変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>2. 〉 (省 略)</p> <p>4.</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続) (1) 〉 (省 略) (3) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>6. 〉 (省 略)</p> <p>16.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>（令和6年4月1日現在）</u></p>	<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p>2. 〉 (同 左)</p> <p>4.</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続) (1) 〉 (同 左) (3) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>6. 〉 (同 左)</p> <p>16.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>（令和4年4月1日現在）</u></p>